

シンガポール共和国のテレビ放送に 関する言語法について (2・完)

——華語および漢語方言の使用に関する規定を中心として——

A Study on Language Laws on TV Broadcasting in Republic of Singapore (2): Mainly on Codes on the Use of Mandarin and Chinese Dialects

小 田 格

要 旨

本稿は、シンガポールの言語法研究の試論として、テレビ放送に関する法令における言語の使用に関する条文を対象とし、なかんずく華語および漢語方言に関する規定およびその実際の運用状況を中心に考察することを目的とするものである。

今回は、前回（『人文研紀要』第81号，81～114頁，0.0～3.2.1）にひきつづき、現行の有料テレビ放送に関する2法令およびテレビ広告に関する1法令における言語の使用に関する条文の内容や、その実際の運用状況等を記述することとし、もって各言語法の性格・特徴をあきらかとした。また、その後、考察対象とした各法令に検討をくわえ、無料・有料の別やサービスの提供方法により、漢語方言の使用規制に差異が存することなどを指摘した。

さらに、補論として、関連事項である①ラジオ放送に関する言語法、②リー・クアンユーと漢語方言放送規制、③マレーシアのテレビ放送における漢語方言の使用の3点について概観した。

キーワード

シンガポール，言語法，言語政策，華語，漢語方言

3.2.2 ビデオ・オン・デマンド方式の番組に関する規則

3.2.2.1 全体の構成

VIDEO-ON-DEMAND PROGRAMME CODE（以下、「ビデオ・オン・デマンド方式の番組に関する規則」という。）は、「全国」免許の契約テレビ放送のうち、ビデオ・オン・デマンド方式¹⁾により配信される番組コンテンツ全般に関して遵守すべき事項を規定する法令である。現行の本規則は、2008年3月3日から施行されてきた旧規則にかわって、2012年7月2日から施行されており、前文（全8項）、本編（第1章（セクションA）12部43条および第2章（セクションB）7条）および附則から構成される。

ビデオ・オン・デマンド方式の番組に関する規則（2012年7月2日施行）	
前文（全8項）	第7部 言語（第7.1条－第7.2条）
第1章 番組に関する一般方針（セクションA）	第8部 賭博（第8.1条－第8.3条）
第1部 国家の利益（第1.1条－第1.2条）	第9部 ホラー、超自然現象、占いその他の信仰（第9.1条－第9.4条）
第2部 民族及び宗教の調和（第2.1条－第2.8条）	第10部 ニュースその他のノンフィクション（第10.1条－第10.3条）
第3部 子ども向け番組（第3.1条－第3.5条）	第11部 音楽番組及びバラエティ番組（第11.1条－第11.2条）
第4部 テーマ（第4.1条）	第12部 意識と潜在意識の境界領域への刺激（第12.1条－第12.3条）
第5部 セックス及びヌード（第5.1条－第5.7条）	第2章 コンテンツのプロモーション（セクションB）（第1.1条－第1.7条）
第6部 暴力及び薬物の使用（第6.1条－第6.3条）	本規則の施行（附則）

3.2.2.2 言語に関する規定

本規則における言語に関する規定、すなわち言語法というべき部分は、第7部であり、全2条からなる。この言語法部分の構成については、以下のとおりである。

第7部 言語
第7.1条 不適切な表現
第7.2条 方言の使用の上限

本規則における言語に関する規定は、きわめて簡素なものである。この理由については、個別のチャンネルごとに契約することを前提としたビデオ・オン・デマンド方式による番組については、視聴者数も一定の範囲に収斂するものと予想されることから、厳格な規制を課すこととはせず、むしろ市場の活性化の観点からして、有料のスケジュール放送よりも自由な言語使用を許容し、もって多彩な番組を提供可能とする方がのぞましいという判断にもとづくものと推察される。

なお、第7.1条の不適切な表現にかかる規定は、「全国契約テレビ放送の番組に関する規則」第13.5条と同一の内容となっている。

3.2.2.3 華語および方言に関する規定の解説・検討

3.2.2.3.1 方言の使用の上限（第7.2条）

本条は、方言使用の上限について規定したものである。具体的には、メディア開発庁の特段の許可がない場合、方言によるコンテンツは、全体の5割を超過しないものとしている。また、これは換言するならば、メディア開発庁による許可があれば、方言番組を全体の5割以上放送することも可能ということである。

さて、実際の運用状況についてであるが、有料放送を実施する大手2社のビデオ・オン・デマンド方式のチャンネルのうち、方言放送を実施しているものとしては、スターハブのTVB Cantonese On Demand（無線電視粵語台随選）²⁾ やTVB First（TVB 首選台）³⁾、Ruyi Channel On Demand（如意福建台）⁴⁾ 等、ミオTVのcHK（HD）On Demand（香港台 On Demand）⁵⁾ 等がみとめられる。これらのチャンネルについては、番組表を一瞥しただけでも、方言による番組が全体の5割を優に超過しており、方言放送専門というべき構成となっている⁶⁾。

ところで、全番組の5割という本条の数値基準の設定自体についても、実質的に妥当なものか疑問なしとしないところがある。ビデオ・オン・デ

マンド方式のコンテンツ配信の場合、スケジュール放送とはことなり、かならずしも定量の番組を用意する必要はない。したがって、提供可能な番組の数量には限界もあるだろうが、方言による番組が全体の5割を超過しないように調整することは比較的容易であり、数値を帳尻あわせするために華語の番組を5割以上用意したうえで、実際に視聴者のニーズのたかい方言による番組を厳選して提供するという戦略的措置を講ずることもできる。そして、このような措置が講じられた場合、実際に選択・視聴されている番組は、方言によるものばかりであるという事態も想定される。

もっとも、同国にあっては、1980年代にテレビ放送において香港の広東語ドラマが華語に吹替えられて以降も、広東語版のドラマをレンタルビデオ店でかりることは可能であったこととされ⁷⁾、現在においても、当地のビデオ販売店にいけば、どこでも広東語や台湾語の映画・ドラマのソフトを容易に購入できる⁸⁾ことからして、レンタルビデオと大差ないサービスとみなすことができるビデオ・オン・デマンド方式による番組配信に対してまで、過度な規制を課す必要はないと解すべきであろう。

したがって、全番組の5割という数値基準については、実質的な規制を目的としたものではなく、いわば象徴的な指標としておかれているものと認識される場所である。

3.2.3 特定サービスのコンテンツに関する規則

3.2.3.1 全体の構成

CONTENT CODE FOR NICHE SERVICES（以下、「特定サービスのコンテンツに関する規則」という。）は、スケジュール放送とビデオ・オン・デマンド方式の別をとわず、「特定」免許の契約テレビ放送の番組コンテンツ全般に関して遵守すべき事項を規定する法令である。現行の本規則は、2013年3月1日から施行されており、前文（全7項）、本編（全14部52条）

および附則から構成される。

特定サービスのコンテンツに関する規則（2013年3月1日施行）	
前文（全7項）	第8部 賭博及び反社会的行動（第8.1条－第8.3条）
第1部 国家の利益（第1.1条－第1.2条）	第9部 ホラー及び超自然現象（第9.1条－第9.2条）
第2部 民族及び宗教の調和（第2.1条－第2.8条）	第10部 迷信（第10.1条－第10.2条）
第3部 ニュースその他のノンフィクション（第3.1条－第3.4条）	第11部 こども向け番組（第11.1条－第11.5条）
第4部 風紀及び社会的価値（第4.1条－第4.3条）	第12部 音楽及びエンターテインメント番組（第12.1条－第12.2条）
第5部 テーマ（第5.1条）	第13部 言語（第13.1条－第13.6条）
第6部 セックス及びヌード（第6.1条－第6.7条）	第14部 生放送及び利用者により制作された番組（第14.1条－第14.4条）
第7部 暴力及び犯罪（第7.1条－第7.3条）	本規則の施行（附則）

3.2.3.2 言語に関する規定

本規則における言語に関する規定、すなわち言語法というべき部分は、第13部であり、全6条からなる。この言語法部分の構成については、以下のとおりである。

第13部 言語
言語に関する基準
第13.1条 標準英語の使用
第13.2条 マレー語の使用
中国語方言
第13.3条 中国語番組における方言の使用
第13.4条 中国語以外の言語による番組における方言の使用
第13.5条 オン・デマンド方式によるサービスでの方言の使用の上限
不適切な表現
第13.6条 不適切な表現

本規則の言語法部分については、第13.1条乃至第13.4条および第13.6条が「全国契約テレビ放送の番組に関する規則」第13.1条乃至第13.5条と同一内容であり、また、第13.5条は、「ビデオ・オン・デマンド方式の番組

に関する規則」第7.2条と同一内容である。要するに、本規則第13部は、「全国」ライセンスの有料放送に関する2規則の内容を集約・結合したものである⁹⁾。

3.2.3.3 華語および方言に関する規定の解説・検討

3.2.3.3.1 中国語番組における方言の使用（第13.3条）

上記のとおり、「全国契約テレビ放送の番組に関する規則」第13.3条と同一内容である。

3.2.3.3.2 中国語以外の言語による番組における方言の使用（第13.4条）

上記のとおり、「全国契約テレビ放送の番組に関する規則」第13.4条と同一内容である。

3.2.3.3.3 オン・デマンド方式によるサービスでの方言の使用の上限（第13.5条）

冒頭でオン・デマンド方式によるサービスに限定した内容であると規定していることを除けば、「ビデオ・オン・デマンド方式の番組に関する規則」第7.2条と同一内容である。

3.3 テレビ広告に関する言語法

3.3.1 テレビ広告に関する規則

3.3.1.1 全体の構成

TV ADVERTISING CODE（以下、「テレビ広告に関する規則」という。）は、無料テレビ放送と有料テレビ放送の別にかかわらず適用される、テレビ広告に関して遵守すべき事項を規定した法令である。現行の本規則は、2011年2月28日から施行されてきた旧規則にかわって、2012年1月18日から施行されており、前文、通則および本編（以上計40条）ならびに附則から構成される。

テレビ広告に関する規則（2012年1月18日施行）	
前文	電話による情報料代理徴収サービスに関する広告 占い及び迷信的信仰 死亡に関するサービス（葬儀等） チャットライン及び出会い系サービス 不審な組織及びサービス サブリミナル効果を有する広告 広告の時間制限 インタラクティブな広告 広告及び予告のスケジュール 騒音・雑音 テレビ広告に関連する法令 インフォマーシャル（テレビショッピング等） 番組のスポンサーシップ 附則（本規則の施行）
通則	
一般方針	
国家の政策	
民族及び宗教	
道德水準又は社会的行動	
こどもと広告	
言語の使用	
主張及び比較	
公的人物	
テレビ番組、映画及び芸術・演劇に関する広告	
ニュースに類似した広告	
政治的広告	

3.3.1.2 言語に関する規定

本規則における言語に関する規定、すなわち言語法というべき部分は、第21条であり、全3項からなる。この言語法部分の構成については、以下のとおりである。

言語の使用
第21条
(a) 言語に関する規範
(b) 方言の使用
(c) 不適切な表現

本規則の言語に関する規定は、1条3項のみのきわめて簡素な内容となっている。ここでは、ひとまず華語および方言に関する(b)項以外の2項について確認する。

第21条(a)項については、前段において、「全国無料テレビ放送の番組に関する規則」第13.1条の前半の内容と同様の趣旨がしめされたうえで、後段においては、具体的に問題視される事例として、シングリッシュおよ

び非文法的英語をあげており、これらを使用してはならないものとしている。「全国無料テレビ放送の番組に関する規則」では、標準英語、ローカル英語およびシングリッシュという3種の英語について、第13.2条および第13.3条において一定の説明がなされていたが、本条にいう「非文法的英語」については、特段の説明はなされていない¹⁰⁾。

(c) 項は、不適切な表現に関する内容であるが、番組に関する他のいかなる規則と比較しても簡潔な内容となっている。

3.3.1.3 華語および方言に関する規定の解説・検討

3.3.1.3.1 方言の使用 (第21条 (b) 項)

本条は、メディア開発庁により許可された場合をのぞいては、方言をふくむテレビ広告を放送してはならないという原則を規定したうえで、ひろく社会において使用されており、かつ、華語で置換したのでは理解困難な方言語彙については、なお使用しても差支えないという例外をしめしている。

そして、広告において使用可能とされる方言語彙の具体例としてあげられているのが、料理の名称である「バクテー (肉骨茶)」および「シューマイ (焼売)」である。

まず、前者の「バクテー (肉骨茶)」については、「全国無料テレビ放送の番組に関する規則」第13.4条 (b) にも規定されているものであり、シンガポールおよびマレーシアを中心に確認される料理であるが、福建語の呼称 ([baʔ²²kuʔ²²te²⁴]) が完全に浸透しているところであって、華語で “ròugǔchá” といっても、ただちには理解されがたいはずである。したがって、華語に置換したのでは理解が困難な方言語彙であると認定することに疑問は生じない。

しかし他方において、後者の「シューマイ (焼売)」については、原語の規定にみられる “Siew Mai” という表記からは、広東語音 ([ʃiu⁵³mai²²])

と推定されるところ、この点には検討を要する。ただし、「シューマイ（焼売）」は、中国においてひろく食されている料理であって、華南特有または東南アジア独特のものではないことから、方言音に拘泥する必要はなく、華語の“shāomai”に置換して差支えないものと認識される¹¹⁾ばかりか、SMCの観点からするならば、むしろ華語に変更する方がのぞましいとすら思料されるからである。

本規則上に、かような規定が存していることからするならば、メディア開発庁の華語の規範については、さほど硬直的なものではなく、社会的通用性が一定程度みとめられるならば、方言語彙も比較的自由に使用することが可能であると解することもできよう。さらに、この点については、既述した「全国無料テレビ放送の番組に関する規則」第13.5条を解釈するに際しても、あわせて考慮すべきものである。

4.0 考 察

これまで確認してきた法令5件における方言の取扱いを簡潔にまとめると、以下ようになる。

費用	法令	方言の取扱い
無料	全国無料テレビ放送の番組に関する規則	原則禁止（第13.4条、第13.6条）
有料	全国契約テレビ放送の番組に関する規則	一定程度許容（第13.3条、第13.4条）
	ビデオ・オン・デマンド方式の番組に関する規則	相当程度許容（第7.2条）
無料・有料	特定サービスのコンテンツに関する規則	サービスの提供形態に応じて、有料放送に関する他の2規則と同様（第13.3条～第13.5条）
	テレビ広告に関する規則	原則禁止（第21条（b）項）

上記のとおり、テレビ放送における方言の取扱いについては、まずサービス提供の無料・有料の別により、おおきな差異が存している。また、有料サービスに関しても、スケジュール放送よりも、ビデオ・オン・デマンド方式の方が方言の使用規制がゆるやかである。そして、無料・有料の別に関係なく適用される広告に関する規定は、きびしい規制が課されている無料サービスの基準とおおむね同一程度の内容とされている。

このようにサービス提供の無料・有料の別や形態に応じて、方言使用の規制基準が段階的に設定されている言語法の体系は、兩岸四地で例をみないものである。

他方において、各規則には、メディア開発庁の許可がある場合には、例外的な取扱いがなされる趣旨の規定が存しており、行政機関の裁量の余地をのこしている。この点については、SARS 流行時の無料テレビ放送での方言使用の一時解禁や、有料テレビ放送での方言主体チャンネルの存在など、実際に例外的な運用と認定すべき事例も確認できた。もっとも、各規則に共通していえることであるが、なにをもってメディア開発庁が特例として許可するのか、その具体的な基準はつまびらかでない¹²⁾。

なお、他所の法令との比較検討は、本稿の射程をこえるところではあるが、すくなくとも現段階においても指摘できることは、特に無料テレビ放送における方言の使用規制については、兩岸四地のいかなる現行法令よりもきびしい内容ということである¹³⁾。

5.0 補 論

ここでは、本稿の目的および対象に関連を有する①ラジオ放送に関する言語法、②リー・クアンユーと方言放送規制、③マレーシアのテレビ放送における方言の使用の3点について概観することとしたい。

5.1 ラジオ放送に関する言語法

両岸四地においては、中国の広播電視管理条例（国務院令第228号）¹⁴⁾ や、台湾の広播電視法（總統華總一義字第10000135301號令）¹⁵⁾ のように、1つの法令でラジオ（広播）放送およびテレビ（電視）放送に関する諸事項をあわせて規定する事例がみとめられる。したがって、シンガポールのテレビ放送に関する言語法とこれらの法令とを比較する場合、ラジオ放送に関する規定もあわせて考慮する必要がある。

シンガポールにおいては、メディア開発庁がラジオ放送に関する法令も制定しており、これらにはテレビ放送に関する法令と同様に言語に関する規定が存している。以下においては、ラジオ放送に関する2法令の言語法というべき部分について確認することとしたい。

5.1.1 全国無料ラジオ放送の番組に関する規則

5.1.1.1 全体の構成

FREE-TO-AIR RADIO PROGRAMME CODE（以下、「全国無料ラジオ放送の番組に関する規則」という。）は、無料ラジオ放送の番組コンテンツ全般に関して遵守すべき事項を規定する法令である。現行の本規則は、1998年9月21日から施行されてきた旧規則にかわって、2004年2月23日から施行されており、前文（全3項）、通則（全8項）、本編（全11部54条）および附則から構成される。

全国無料ラジオ放送の番組に関する規則（2004年2月23日施行）	
前文（全3項）	第6部 ニュースその他のノンフィクション（第6.1条－第6.8条）
通則（全8項）	第7部 音楽又は歌曲の再生（第7.1条－第7.2条）
第1部 国家の利益（第1.1条－第1.2条）	第8部 ホラー、超自然現象、占いその他の信仰（第8.1条－第8.3条）
第2部 民族及び宗教の調和（第2.1条－第2.8条）	第9部 こども向け番組（第9.1条－第9.3条）
第3部 風紀及び社会的価値（第3.1条－第3.9条）	第10部 言語（第10.1条－第10.7条）
第4部 暴力及び犯罪（第4.1条－第4.5条）	第11部 番組の説明及びスケジュール（第11.1条－第11.4条）
第5部 賭博及び反社会的行動（第5.1条－第5.3条）	本規則の施行（附則）

5.1.1.2 言語に関する規定

本規則における言語に関する規定、すなわち言語法というべき部分は、第10部であり、全7条からなる。この言語法部分の構成については、以下のとおりである。

第10部	言語
第10.1条	言語に関する通則
第10.2条	標準英語及びローカル英語の使用
第10.3条	シングリッシュの使用
第10.4条	中国語番組における方言の使用
第10.5条	標準的でない華語の使用
第10.6条	英語番組における方言の使用
第10.7条	マレー語の使用

全体的な構成については、全国無料テレビ放送の番組に関する規則とおむね同一であるが、不適切な表現に関する条項は存していない。

また、各条項の規定内容についても、全国無料テレビ放送の番組に関する規則と大半が同一である。全国無料テレビ放送の番組に関する規則となる規定は、第10.4条および第10.7条である。前者には、既述のとおり、ラジオ放送と関係のないテレビドラマの主題歌に関する規定が存しない。

後者は、マレー語に関する規定であるが、ラジオ放送と関係ない吹替えに関する規定が削除され、全体的な整理・簡略化がはかられている。

なお、シンガポールには、中国語放送を実施する有線ラジオ局である Rediffusion Singapore（麗的呼声）が存しており¹⁶⁾、このうち Rediffusion Classic チャンネルでは、華語以外に方言（福建語、潮州語および広東語）の番組も提供している¹⁷⁾。当該ラジオ局については、本規則の適用外とみられるが、かりにも有料（の有線）放送の番組に対しては、相対的に規制が緩和されているとすれば、その状況はテレビと同様ということができよう¹⁸⁾。

5.1.2 ラジオ放送の広告及びスポンサーシップに関する規則

5.1.2.1 全体の構成

RADIO ADVERTISING AND SPONSORSHIP CODE（以下、「ラジオ放送の広告及びスポンサーシップに関する規則」という。）は、ラジオ放送の広告およびスポンサーシップに関して遵守すべき事項を規定する法令である¹⁹⁾。現行の本規則は、2003年2月10日から施行されてきた旧規則にかわって、2011年3月31日から施行されており、前文、定義、通則および本編（以上計46条）ならびに附則から構成される。

ラジオ放送の広告及びスポンサーシップに関する規則（2011年3月31日施行）	
前文 定義 通則 一般方針 国家の政策 民族及び宗教 道徳水準又は社会的行動 こども向け番組並びにニュース、時事問題及び情報教育に関する番組 言語の使用 主張及び比較 公的人物 テレビ番組、映画及び芸術・演劇に関する広告 ニュースに類似した広告 政治的広告 占い及び迷信的信仰 ゲーム及び受賞番組	死亡に関するサービス（葬儀等） チャットライン及び出会い系サービス 不審な組織及びサービス 酒類 サプリミナル効果を有する広告 音響効果 広告及び予告のスケジュール 番組内でのスポンサーの言及 騒音・雑音 ラジオ広告に関連する法令 許容できないスポンサー 許容できない製品及び広告主 政治的影響及び宗教的影響 スポンサーのない番組又は番組の区切り 附則（本規則の施行）

5.1.2.2 言語に関する規定

本規則における言語に関する規定、すなわち言語法というべき部分は、第25条であり、全4項からなる。この言語法部分の構成については、以下のとおりである。

言語の使用 第25条 (a) 言語に関する規範 (b) 4 公用語の使用 (c) 方言の使用 (d) 不適切な表現
--

本規則の言語に関する規定は、1条4項のみの簡素な内容となっている。具体的には、テレビ広告に関する規則（a）項乃至（c）項と同一内容の3項に、4公用語の使用に関する条項を追加し、再構成したものである。

5.2 リー・クアンユーと方言放送規制

リー・クアンユー (Lee Kuan Yew / 李光耀) は、シンガポールの初代首相であり、同国の基礎を築いた政治家として、また20世紀を代表するアジアの指導者として、その名をしられている。同氏は、2015年3月23日に91歳で逝去したが、その国葬が本邦のニュース番組でも報道されたことは記憶に新しい。

開発独裁型のシンガポールを先導したのは、同氏にほかならず、その徹底的なプラグマティズムと強固なリーダーシップはつとに有名である。また、本稿の関心事である言語政策についても、例外なく同氏の施政方針や言語観につよく裏打ちされたものであることは周知のところであろう。

筆者は、前号の入稿後、あらたな資料を入手した。すなわち、中国で出版された『李光耀回憶録 我一生的挑戰：新加坡双語之路 (リー・クアンユー回顧録 わたしの一生の挑戦：シンガポールのバイリンガルへの道)』²⁰⁾ がそれである。同書は、同氏の自伝的著作であり、タイトルのとおり、全編にわたり言語に関する内容である²¹⁾。

同書においては、同氏の幼少期以来の言語の使用・学習の変遷²²⁾ から、シンガポール建国後の言語政策にいたるまで、きわめて充実した叙述がなされており、これ自体を単独で考察してもあまりある内容であるが、本稿では、第1部「一波一波的挑戰 (1つ1つの挑戦)」第5章「華語運動32年細説従頭 (詳述・華語運動32年)」の「禁止方言劇和普及漢語拼音」(135～139頁) および「要求放宽方言節目呼声又起」(143～146頁) という2つのセクションに焦点をあて、方言放送と直接に関係を有する部分を抽出・要約しながら、その内容を確認していくこととしたい。

5.2.1 「禁止方言劇和普及漢語拼音 (方言ドラマの禁止と漢語拼音の普及)」

リー・クアンユーによれば、シンガポール政府は、SMCの実施にあた

りソフトな措置と強硬措置とを採用したという。すなわち、前者は、公務員等に対する華語クラスの開講や華語試験の実施、各領域に関する華語語彙のハンドブック作成、華語学習用のホットラインの開設などであり、後者は、方言放送の禁止および人名表記でのピンインの使用²³⁾としている(李2013: 134-135)。

方言規制に関する具体的な施策としては、1978年7月から方言による広告を停止するとともに、1979年に前回ふれた広東語ドラマの華語吹替えを開始し、これにあわせて文化部は、映画会社に対して他国からの方言映画の放送を減少させるよう要求した。そして、テレビの方言番組は、1981年までに完全に淘汰され、Channel8は純華語チャンネルとなったが、これは政府の当初の計画よりも2年はやい段階での移行だったようである(李2013: 135)。

1980年の統計によれば、シンガポールの90%の世帯にテレビが存し、65%の国民が毎日テレビ番組を視聴していることが認められたことから、政府はこの有効的かつ普及したメディアをSMCの宣伝や普及推進に利用する一方、「みなで華語をはなす」ための環境構築のために、段階的に方言番組を制限するようにしたこととされる(李2013: 135)。

そして、同氏自身は、かかる措置を以下のように評している。

われわれの当時の決定は、ひとびとから残忍だ、人情味がないといわれたが、しかし、やはりただしいことであった。そうしていなければ、講華語運動(Speak Mandarin Campaign)が家庭のなかにまでふかくはっていくことはできなかった。(李2013: 135-136)

このような自己評価がなされた前提として、かれのSMCの目標を理解しておく必要がある。同氏は、1977年の中学校へ進学ができなかった小学

生の割合が、華語学校は約28%、英語学校は約32%だったとし、この割合は努力すれば20%まで低下させることができるという見解²⁴⁾をしめしたうえで、以下のようにいう (李2013: 118)。

われわれが注目したのは、この社会の最底辺20%のひとびとである。英語をかれらの日常言語とするのは不可能であり、永遠にそのようにすることはできない。かれらが1種の言語しかあやつる能力をもちえていない以上、粗雑な福建語を日常言語としておくよりも、むしろ華語をひろめ、シンガポール全体の華人による共用の言語とした方がよいのではないか? しかも、シンガポールのろくでもない方言は、文字系統を有しておらず、方言しかはなすことのできないひとは、ほとんどが文盲であって、これはわたしがみたくもないことなのである。

そのため、最底辺20%の国民に方言を放棄させ、華語のみをはなさせる——すくなくとも国際的な価値のある1種の言語をマスターさせることをきめた。華語がわかれば、かれらは全国の80%のひとびとと通ずることができる。かれらの存在は、わたしが講華語運動 (Speak Mandarin Campaign) を推進する目標 (対象) の1つだったのである。(李2013: 118)

この叙述からするならば、同氏にとって、かかる20%の層まで徹底して華語を浸透させることこそが、SMCに熱心にとりくんだ原動力の1つといても過言ではなさそうである。

5.2.2 「要求放寛方言節目呼声又起 (方言番組の開放を要求する呼声がふたびおこる)」

1997年5月、情報通信省長兼通商産業省第二省長の楊栄文により、特定

の市場がみとめられることから、ケーブルテレビでは、一定の範囲において方言番組を放送することを許容するという宣言がなされたが、政府は華語普及政策を変更することはなく、公共放送²⁵⁾、特に Channel8での方言番組は復活させないこととした(李2013: 143-144)。

しかし、21世紀にはいり、SMCが第3期10か年に突入したころ、公共放送での方言番組解禁をもとめる多数の意見がきかれるようになった。その具体例として、氏名をあげて紹介されているのが、南洋理工大学教授の郭振羽と、シンガポール国立大学東亜研究所教授の王賡武であり、いずれからも2003年前半の政府の諮問委員会²⁶⁾において、SMCはすでに相当な成果をあげてきたのだから、もはや方言番組を禁止する必要はなく、むしろ規制緩和を実施すべき時期にきているという見解が披瀝されたという(李2013: 144-145)。

しかし、シンガポール政府は、この2名の学者の意見を採用することはなかった。政府としては、華語の習得が十分でない高齢者への配慮等はずでにおこなっており、メディア開発庁はラジオ放送での方言番組を許容し、テレビチャンネルの一部では、方言の戯曲および映画を放送することができ、ケーブルテレビでも相当程度まで方言番組を放送することが可能であるうえ、事業者が方言による映画やドラマのソフトを販売することもさまたげていないとし、この程度であれば、SMCに影響をあたえるほどではないという見解であったようである(李2013: 144-145)。

かような学者の見解は、その後も確認されたこととされ、2009年には、南洋理工大学言語学与双語研究部主任代理の黄美清が言語学の研究会において、方言の喪失を指摘し、その保護に関する提言をおこなったが、リー・クアンユーの主席私設秘書の徐芳達がすみやかにこれを「愚昧な提案」として、完全否定する回答を作成したこととされる(李2013: 146)。

そして、方言の問題に関しては、元国会議員の呉俊剛の言説²⁷⁾を紹介

し、これを支持したうえで、以下のようにこのセクションをむすんでいる。

そうである。われわれがみるべきは、華語の未来であって、方言の過去ではない。全世界で毎日無数の言語と方言が消失しているなか、方言がシンガポールで徐々に消失していくことなど、おしむにたらない。同時に、われわれが方言番組の規制緩和をおこなうことはできない。そのようにしたならば、あやまったメッセージを發し、政府は華語を全国の華人の共通語とするという政策を変更してしまったと、国民を誤解させてしまうこととなる。(李2013: 146)

ここからは、リー・クアンユーの SMC に対する確固たる決意ないし信念のようなものを感じとることができる。そして、同氏は、「華語の未来」と「方言の過去」という単純化された二項対立をしめし、後者をバツサリときりすて、方言と文化を関連づけて説得をこころみようとする者などまったくよせつけようとしめない。かような一切プレをみせない毅然とした姿勢・態度があったからこそ、SMC のみならず、同国の各種徹底した政策が実現されたものと認識されるところである。

以上のリー・クアンユーの言説は、その大半において、本稿でみてきた言語法の規定と見事に一致するとともに、その解釈としてしめした内容をおおむね証するものである。また、このように徹底した方言使用の禁止措置は、リー・クアンユー、そしてシンガポール政府が、言語政策上において、教育のみならず、マスメディア、なかんずくテレビ放送の役割・機能を非常に重視していたことをつよくうらづけるものである²⁸⁾。

5.3 マレーシアのテレビ放送における方言の使用

シンガポールは、マレー半島の最南端に位置しており、同国が1965年にマレーシアから分離独立したことは周知のとおりである。両国はコースウェイをはさんで近距離に隣接しており、かかる地理的条件ゆえ、シンガポール領内のうち、国境と接する一帯、すなわち北部のウッドランズ、センバワン等では、マレーシアの地上波無料テレビ放送を受信することができる²⁹⁾。したがって、シンガポールの言語法の理解に際しては、マレーシアのテレビ放送における方言の使用状況についても把握しておいた方がのぞましい。

2010年の統計調査によれば、マレーシアの全人口にしめる華人の割合は24.6%であり³⁰⁾、人口の約3/4が華人であるシンガポールとは事情がことなる³¹⁾。マレーシアの場合、マレー系住民を優遇するブミプトラ政策³²⁾により、華人は社会の各方面において冷遇される状況にあるものの、しかしかかる環境から、むしろSMCのように華語の普及を強力に推進する政策が存しなかったがゆえ、同国においては、ラジオ・テレビ放送における方言番組が弾圧されるにはいたらず、今日でもテレビのスイッチをいれさえすれば、広東語や福建語を容易にみみにすることができる。

マレーシアの地上波無料テレビ放送については、マレーシア国营放送³³⁾ (RTM: Radio Televisyen Malaysia) によるTV1およびTV2の2チャンネル、Media Prima Berhad³⁴⁾ が実施している商業チャンネルであるTV3、TV9、ntv7および8TV (八度空間) の4チャンネル、合計6チャンネルが存している。このうち、TV2、ntv7および8TVは、中国語放送を実施するチャンネルであるが、8TVは方言による番組、すなわち台湾語や広東語のドラマなどを放送していることがみとめられる³⁵⁾。

なお、マレーシアにおける有料テレビ放送については、Measat Broadcast Network Systems (MBNS) がAstroブランドの衛星放送サービ

ス提供をおこなっており³⁶⁾、ここでは方言放送を専門とし、又は主体とするチャンネルが用意されている。すなわち、Astro のサービスでは、300番台のチャンネルに配された Astro Xi Yue (Astro 喜悅)³⁷⁾、Astro Hua Hee Dai (Astro 歡喜台)³⁸⁾、Kah Lai Toi (嘉麗台)³⁹⁾、Astro Wah Lai Toi (Astro 華麗台)⁴⁰⁾、TVB Classic (TVB 經典台)⁴¹⁾、TVB Xing He (TVB 星河頻道)⁴²⁾、TVB Entertainment News (TVB 娛樂新聞台)⁴³⁾、Astro On Demand (劇集首映)⁴⁴⁾ 等により、方言による番組が提供されていることがみとめられる。もっとも、こうした構成は、シンガポールのスターハブやミオ TV と大差なく、したがって、両国の決定的な差異は、無料テレビ放送での方言使用の可否ということができるだろう。

6.0 おわりに

本稿においては、以上のとおり、シンガポールのテレビ放送に関する言語法を中心に検討してきたが、その内容は、いうまでもなく特定分野に関する断片的なものであり、同国の言語法の体系全体を描写するようなものとなつてはいない。この意味において、本稿は、試論の域をでないものであり、今後の当該領域に関する研究の進展が期待される。

しかし、本稿の内容は、結果的に各所において先行研究の内容を法令の規定からあらためて検証するかたちとなり、言語法研究の観点から、既存の言語政策研究および社会言語学的研究を再構築したものとなった。この点に関しては、法が政策を実現するための主たる手段であることや、政策を企画・立案・形成・実施・評価するためには、その基礎・基盤をなす関連領域の調査・研究の成果が不可欠であることなどからすれば、至極当然の結果であるが、それゆえに、また、そうだからこそ、本稿は、言語法研究の重要性を証する役割もまたはたしたものと自負している。

ところで、補論でも確認されたところであるが、2000年代以降、シンガ

ポールにおいては、各領域で方言を再評価するうごきが確認されるようになってきた。たとえば、政策面に関して、山田（2001：191-192）は、SMCの実施主体が編纂した文書中において、方言を再評価する意見がとりあげられていることなどを指摘している。また、合田（2001）、伏木（2013）、盛田（2015）等の論考からするならば、映画や演劇、歌台などの同国の文化をみていくに際して、方言はますます無視できない存在となってきたことがわかる。さらに、本稿の考察対象としたテレビ放送に関しても、「你是福建人嗎？（Are you Hokkien?）」のように、特定の方言集団の文化を主たるテーマとしたうえで、華語および方言により進行される、当地制作の番組がみとめられたところである。

方言を再評価しつつ、これを尊重していくべきといううごきは、背景や理由、程度、傾向等に相違がみられるものの、昨今、中国語圏全体において、ひろく確認される現象である⁴⁵⁾。また、少数言語の保護や、第一言語の尊重といったうごきは、なにも中国語圏にかぎらず、ひろく世界中にみられるものともいえる。

他方において、シンガポール建国の父であるリー・クアンユーは、すでに他界し、もうこの世にはいない。そして、これからがまさに同氏の政治手腕が再評価される時期となるが、その内容は、かがやかしい功績ばかりがクローズアップされるものとはかぎらないであろう。また、シンガポール政府が、従前と同様の施政を継続できるかどうかともあきらかたでなく、異論者を一刀両断するような方法が今後も通用するかはさだかでない。

したがって、中国語圏全体の方言をめぐる潮流や、世界各国・各地域の言語政策の動向、そしてシンガポール社会の情勢・構造の変化などと歩調を合わせながら、今後、同国において方言がいかに評価され、またいかなる処遇をうけるのか、実に興味のつきないところであるが、いずれにしても、その状況については、かならずや関連法令の規定上に如実に反映され

ていくはずであり、しからば、言語法を考察しない手はないというべきなのである。

* 本稿は、『人文研紀要』第81号、「シンガポール共和国のテレビ放送に関する言語法について(1)」の続編であり、今回は、3.2.2項から掲載している。

注

- 1) 視聴者が番組を選択し、コンテンツを視聴することができる方式のことをいう。
- 2) 無線テレビ (TVB) 翡翠台の広東語のドラマ等を選択・視聴することができるチャンネルである。
- 3) 無線テレビ (TVB) 翡翠台の広東語のドラマ等を選択・視聴することができるチャンネルである。
- 4) 台湾の民視無線台や三立台湾台等の台湾語 (福建語) のドラマ等を選択・視聴することができるチャンネルである。
- 5) 広東語の映画やドラマを選択・視聴することができるチャンネルである。
- 6) スターハブ (<http://www.starhub.com/personal/tv.html>), ミオ TV (<http://www.singtelv.com.sg/>) の各ウェブサイトにおいて確認した結果による (最終閲覧日: 2016年3月18日)。
- 7) 小竹 (2002: 65)。
- 8) たとえば、同国各地に23店舗を有する POH KIM というビデオ販売店 (兼メーカー) では、広東語や台湾語のドラマボックスを購入することができる。
- 9) 微細な差異を指摘するならば、第13.3条乃至第13.5条の見出しが「中国語方言」とされているのに対して、「全国契約テレビ放送の番組に関する規則」第13.3条および第13.4条の見出しは「方言」とされていることがあげられよう。
- 10) 「全国無料テレビ放送の番組に関する規則」における「ローカル英語」の定義が「文法的に正確ではあるが、本邦特有のアクセントにより発音され、かつ、本邦特有の語彙及び表現を含む」ものであるから、「非文法的英語」は、これとはまた別の概念とみられる。
- 11) たしかに SMC が開始してからも、華語に変更されなかった単語は一定程度みとめられる。たとえば、同国の“Ang Mo Kio”という地名は、もともと「宏茂橋」の福建語音であるが、華語の“Hóng Mào Qiáo”に変更した場合、とりわけ非華人系の国民がわからなくなり、混乱を生ずる可能性があるこ

とから、SMC 開始以降も従来の発音表記のままとされている。しかし、これに対して「シューマイ（焼売）」は、固有名詞でもなく、販売対象は主として華人が想定され、かつ、華語と広東語の発音も比較的ちかいことから、変更すべき語句のように思料されるところである。

- 12) 盛田（2015：126-153）は、前回ふれた「映画検閲委員会による等級審査に係る指針」の運用に関し、方言の使用上限は、全体の50%までという内部規範をしめしている。本稿で考察してきた法令と、上記の指針とは、たしかに性格をことにするものではあるが、映画・テレビいずれもがメディア開発庁の管轄下にあることからすれば、テレビ放送に関しても、内部規範およびこれにもとづくインフォーマルな指導がなされていることが類推される。
- 13) 香港特別行政区およびマカオ特別行政区ならびに台湾においては、放送における方言の使用を規制する法令は存しない。他方において、中国では、中華人民共和国国家通用言語文字法その他の法令により、放送における方言の使用は規制されているものの、各地で程度の差はあれ、一応ある程度弾力的な運用が許容されるよう規定がなされている。
- 14) 1997年8月に制定・公布され、1997年9月より施行されている行政法規であり、全6章55条からなる。同条例の第36条は、放送局に対し、規範的な言語文字の使用、そして普通話の普及をもとめる規定である。
- 15) 1975年12月に制定・公布され、1976年1月より施行されている法律であり、全7章51条からなる。同法には、かつて方言番組制限条項が存していたが、戒厳令の解除後となる1993年に削除され、現在は、言語の使用を規制する条項は存しない。
- 16) 同局の成立やその放送状況については、容・曹（2012：190-195）を参照のこと。
- 17) 同チャンネルのウェブサイト（<http://www.rediffusion.com.sg/zh-hans/classic/>）による（最終閲覧日：2016年3月18日）。
- 18) 他方において、メディア開発庁のウェブサイトを確認するかぎりにおいて、有料の（有線）ラジオ放送に関する諸事項を規定した規則はみあたらない。この点については、該当する放送局がごく限定されていることもあり、有料のラジオ放送に関しては、「全国無料ラジオ放送の番組に関する規則」等の関連法令を準用しつつ、適宜柔軟に対応・指導する方がのぞましいと判断されることから、成文による規則を制定することとはしていないものと推測される。
- 19) テレビ放送の場合は、広告に関する規則と、スポンサーシップに関する

- 規則とが別々に制定されているが、ラジオ放送に関しては、規定する事項が相対的にすくないこともあってか、両者が1つにまとめられている。
- 20) 全編簡体字の中文である。邦訳したタイトルが類似してはいるが、リー・クアンユー著、小牧利寿訳(2000)『リー・クアンユー回顧録〈上〉—ザ・シンガポールストーリー』、『リー・クアンユー回顧録〈下〉—ザ・シンガポールストーリー』日本経済新聞社とは別の書籍である。
 - 21) なお、第2部は、現首相であるリー・シェンロンや、投資家のジム・ロジャーズ、歌手の孫燕姿(Stefanie Sun)をはじめ、同国と関係のふかい学者や政治家等の著名人が、自身の言語の使用・学習の経験等を寄稿した内容となっており、これらも資料的価値のたかいものである。他方において、中国人民政治協商会議全国委員会主席や中国共産党中央政治局常務委員などを歴任した李瑞環が序を執筆している点も、中国の言語政策を研究するにあたり、みのがせないところであろう。
 - 22) 同氏は、英語およびババマレー語を使用する家庭でそだち、日本占領下において日本語および華語をまなび、その後、政治的な目的もあって福建語および客家語を学習し、ラテン語の学習歴もあることとされる(李2013)。
 - 23) 従前、方言音で記載されており、不統一であった華人の氏名を華語の発音を記載するピンインとするようにした。
 - 24) 特段の根拠は提示されておらず、ゆえに見込みの数値とおもわれる。
 - 25) ここにいう「公共放送」とは、本邦のNHKのような公共放送のことではなく、地上波無料放送のことと認識される。
 - 26) 郭振羽は「テレビ・ラジオ番組諮問委員会」、王慶武は「華文番組諮問委員会」において、それぞれ発言したこととされる(李2013: 144-145)。
 - 27) 同氏は、方言問題に関して、「バイリンガル政策の徹底ないし強化を継続することが、言語に対して特別な才能や興味を有する国民を妨害するようなことはなく、そうしたひとびとは、中国語・英語以外の第3言語さらには華人の各種方言をふくむよりおおくの言語を学習すればよい。しかし、世界に視界をひらけば、われわれがみるべきは、華語の未来であり、方言の過去ではないのである。」とのべたこととされる(李2013: 146)。
 - 28) この点に関し、小竹(2002: 65)は、「圧倒的な数の華人大衆が日常視聴しているのは電波で届けられるラジオ番組とテレビ番組であり、とりわけ華語によるテレビ番組を毎日数時間観ることの影響力は政府当局の期待をはるかに上回るものであった。」と記述しており、テレビ放送における方言禁止がSMCに多大な効果をもたらしたということは確実視できそうであ

- る。したがって、テレビ放送は、言語政策上、実際の効果・影響の面からも無視することのできない要素といえる。
- 29) 反対にマレーシア側の国境の都市であるジョホールバルでは、シンガポールの無料テレビ放送を視聴することが可能である。
 - 30) “The Population and Housing Census of Malaysia 2010”(https://web.archive.org/web/20150301154300/http://www.statistics.gov.my/portal/download_Population/files/census2010/Taburan_Penduduk_dan_Ciri-ciri_Asas_Demografi.pdf) (5頁)の数値である(最終閲覧日:2016年3月18日)。
 - 31) 同国の華人社会や漢語方言の使用状況等については、太田(1985)、宮奥正道(2006)、陳(2003)等を参照のこと。
 - 32) 地元民(マレー系住民)を優遇するアファーマティブ・アクションである。
 - 33) 本邦の総務省により作成された報告書(「世界情報通信事情」のシンガポールに関する「より詳細な監督機関・法律・政策等の情報」(PDF版: <http://www.soumu.go.jp/g-ict/country/malaysia/pdf/060.pdf>)(14頁)によれば、「1963年設立の国営放送事業者で、政府交付金と広告収入を財源に通信マルチメディア省によって運営され」ていることとされる(最終閲覧日:2016年3月18日)。
 - 34) 前掲の総務省による報告書(13頁)では、同社について、「日刊紙の『New Straits Times』等を傘下を持つメディア・プリマ(Media Prima)が、放送事業者の買収を進め、2003年9月にTV3の完全買収を行い、同年11月には現8TVの80%の株式(2007年に完全取得)、2005年6月に現TV9、同年12月にntv7を取得し、すべての商業地上放送事業者が傘下に入った。そのため、メディア集中排除の規制策定の意見が提出されている。」と説明されている(最終閲覧日:2016年3月18日)。
 - 35) 民視無線台や三立台湾台の制作によるドラマ(「娘家」,「天下女人心」)や、無線電視(TVB)無線台の制作によるドラマ(「巾幗梟雄」,「賭場風雲」)などが放送されていたことが確認できる。また、同局の制作によるバラエティ番組等においても、各方言が使用されることはめずらしくない。
 - 36) 前掲の総務省による報告書(13頁)では、Astroのサービスについて、「視聴者が限定されるため、衛星放送についてはコンテンツ規制が緩やかで、ASTROの自主制作番組や地上波の再送信のほか、欧米や香港のテレビ番組などが提供されている。人気のあるサッカー等のコンテンツの生放送に関する独占権も、加入数を押し上げる要因と見られる。」と説明されている(最終閲覧日:2016年3月18日)。
 - 37) 華語、広東語、福建語等の番組を視聴することができるチャンネルであ

- る。チャンネル名の“Xi Yue”は、華語 (xǐ yuè) である。
- 38) 台湾語のドラマ、バラエティ等を中心に、Astro 制作による福建語の番組等を視聴することができるチャンネルである。チャンネル名の“Hua Hee Dai”は、福建語 ([hūã⁵⁵hi⁵¹tai²⁴]) である。
- 39) 広東電視台珠江チャンネルの番組を中心に、広東省や香港の広東語の番組を視聴することができるチャンネルである。チャンネル名の“Kah Lai Toi”は、広東語 ([ka:⁵³lej²²t^hɔj²¹]) である。
- 40) 主として無線電視 (TVB) の広東語番組を視聴することができるチャンネルである。チャンネル名の“Wah Lai Toi”は、広東語 ([wa:²¹lej²²t^hɔj²¹]) である。
- 41) 1970年代から1990年代にかけての無線電視 (TVB) の広東語の番組を視聴することができるチャンネルである。
- 42) 無線電視 (TVB) の番組を視聴することができるチャンネルである。既述のとおり、同チャンネルは、シンガポールにおいても、スターハブにより配信されている。チャンネル名の“Xing He”は、華語 (xīng hé) である。
- 43) 無線電視 (TVB) の制作による芸能情報等を取りあつかう広東語番組を視聴することができるチャンネルである。
- 44) 無線電視 (TVB) の制作による広東語ドラマを香港と同時期に視聴することができるチャンネルである。
- 45) 該当する事例は多岐にわたるが、たとえば、教育に関していえば、台湾では、2001年度以降、小中学校において郷土言語教育が実施され、各族群の言語の教育がなされている。また、中国においても、限定的ではあるが、上海、北京、アモイ等において、方言が初等教育のカリキュラムにとりいれられるうごきが見られる。

参考文献

◇日本語

- 石川静文 (1974) 「シンガポールの2重言語政策と華語教育」『名城商学』24巻別号
- 太田勇 (1985) 「マレーシア、シンガポールの言語環境と華語社会」『地理学評論Ser.A』58巻5号
- 太田勇 (1994) 『国語を使わない国—シンガポールの言語環境』古今書院
- 大原始子 (2002) 『シンガポールの言葉と社会—多言語社会における言語政策改訂版』三元社
- 大原始子 (2012) 「第15章 都市国家シンガポール 英語支配の中の多言語主

- 義」砂野幸稔編『多言語主義再考 多言語状況の比較研究』三元社
- 小田格 (2013) 「中華人民共和国の言語法『広東省国家通用言語文字規定』について—漢語方言の使用規制に関する規定を中心に—」『人文紀要』77号
- 夏茜・古木由紀子 (2003) 「SARS 下におけるシンガポールでの緊急時情報伝達—中国語方言臨時解禁」『言語』32巻10号, 大修館書店
- 合田美穂 (2001) 「華人大衆文化 (歌謡曲・演劇・メディア) から模索されるシンガポール・アイデンティティ」『甲南女子大学人間科学年報』26号
- 合田美穂 (2004) 「中国語教育の比較文化論: 香港とシンガポールを例として」『甲南女子大学大学院論集 人間科学研究編』2号
- 小竹裕一 (2002) 「シンガポールの言語政策と中国方言の行方」『ポリグロシア』5巻
- 小仲珠世 (2006) 「多民族社会におけるメディア—シンガポールの多文化理解／共生に関する考察」『国際開発研究フォーラム』32号
- 小林和子 (1996) 「シンガポールの『家庭』における言語使用状況: 1990年センサスの分析を中心に」『高岡短期大学紀要』7巻
- 渋谷謙次郎 (2005) 『欧州諸国の言語法—欧州統合と多言語主義』三元社
- 朱身発 (2009) 「シンガポールにおける言語の変遷と華語の特色」『アジア遊学』123号, 勉誠出版
- 菅野敦志 (2003) 「中華文化復興運動と「方言」問題 (1966~76年)—マスメディアの『方言番組制限』に至る過程を中心として」日本台湾学会『日本台湾学会報』5号
- 菅野敦志 (2012) 『台湾の言語と文字: 「国語」・「方言」・「文字改革」』勁草書房
- 高橋美由紀 (2007) 「シンガポールの言語政策の変遷—英語重視政策と中国語」『兵庫教育大学研究紀要』30巻
- 田中恭子 (1987) 「シンガポールの言語政策」『国際政治』84巻
- 田村慶子 (2011) 「シンガポールの国民統合政策と華語派華人」『法政研究』78巻3号
- 中村都 (1999) 「言語政策の社会的費用: シンガポールの事例から」『追手門経営論集』5巻2号
- 中村都 (2002) 「国民国家の建設における言語政策: シンガポールの事例から」『追手門経営論集』8巻1号
- 中村都 (2009) 『シンガポールにおける国民統合』法律文化社
- 橋内武 (2012) 「言語権・言語法: 言語政策の観点から」『国際文化論集』45号
- 伏木香織 (2013) 「シンガポールの歌台: イメージの連鎖からたちあがる問題

- 系としての現象』『アジア・アフリカ地域研究』第12-2号
- 藤井久美子 (2007) 「21世紀台湾社会における言語法制定の意図」『宮崎大学教育文化学部紀要. 人文科学』17巻
- 藤井久美子 (2013) 「言語政策研究からみた『華語』という言葉の広がり」『芸芸論叢』80号
- 宮奥正道 (2006) 「マレーシアとシンガポールにおける言語政策」『大島商船高等専門学校紀要』39巻
- 盛田茂 (2015) 『シンガポールの光と影 この国の映画監督たち』インターブックス
- 山下清海 (1985) 「シンガポールにおける華人方言集団のすみわけとその崩壊」『地理学評論Ser.A』58巻5号
- 山下清海 (1998) 「東南アジア華人の食文化に関する地理学的考察—シンガポール・マレーシアを中心に」『国際地域学研究』1号
- 山下清海 (2002) 『東南アジア華人社会と中国僑郷—華人・チャイナタウンの人文地理学的考察』古今書院
- 山田洋 (2001) 「文化の予防接種—シンガポールの華語普及運動を巡る考察」『ソシオサイエンス』7巻
- 山田洋 (2011) 「共通語とナショナル・アイデンティティ—シンガポールの言語政策を巡る考察」『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』11巻
- 容世誠・曹世明 (森田健嗣・劉嘉莞訳) (2012) 「第7章 “人々に娯楽を提供し、国民国家を形成する”—シンガポールにおける中国語放送研究について (一九四五—一九六九)」『電波・電影・電視 現代東アジアの連鎖するメディア』青弓社
- 吉川雅之編 (2009) 『「読み・書き」から見た香港の転換期』明石書店

◇中国語

- 陳曉錦 (2003) 『馬來西亞の三個漢語方言』中国社会科学出版社
- 郭熙 (2006) 「論華語研究」『語言文字応用』2006年02期
- 郭熙 (2012) 『華語研究録』商務印書館
- 郭振羽 (1996) 「語言政策和語言計画」雲惟利編『新加坡社会和語言』南洋理工大学中華語言文化中心
- 賈益民・許迎春 (2005) 「新加坡華語特有詞語補例及其与普通話詞語差異分析」『暨南大学華文学院学报』2005年04期
- 李光耀 (2013) 『李光耀回憶錄 我一生的挑戰：新加坡双語之路』叻報出版社
- 李如龍編 (2000) 『東南亞華人語言研究』北京語言文化大学出版社

- 林素娥 (2009) 「新加坡華語的句法特徵及成因」 陳曉錦·張双慶編『首屆海外漢語方言國際研討會論文集』
- 陸儉明 (2002) 「新加坡華語語法的特点」 周清海編著『新加坡華語詞彙與語法』新加坡玲子傳媒私人有限公司出版
- 湯雲航·吳麗君 (2006) 『新加坡／中国推廣普通話比較研究』 遼寧民族出版社
- 湯雲航 (2008) 「新加坡“推廣華語運動”概述」『承德民族師專學報』 2008年01期
- 田惠剛 (1994) 「新加坡的華語規範化和華語教學」『語文建設』 1994年01期
- 吳英成 (2010) 『漢語國際傳播：新加坡視角』 商務印書館
- 徐杰 (2007) 『語言規劃與語言教育』 學林出版社
- 許小穎 (2007) 『語言政策與社群語言—新加坡福建社群社會語言學研究』 中華書局
- 詹伯惠 (2003) 「新加坡的語言政策與華文教育」『漫步語壇的第三脚印 漢語方言與語言應用論集』 暨南大學出版社
- 周清海 (2002) 「新加坡華語變異概說」『中國語文』 2002年06期
- 周清海·蕭國政 (1999) 「新加坡華語詞的詞形, 詞義和詞用選摭」『中國語文』 1999年04期

〔附録〕

本資料は、本稿を通読するに際して、適宜参照することができるよう、2015年12月現在施行されている「ビデオ・オン・デマンド方式の番組に関する規則」、「特定サービスのコンテンツに関する規則」および「テレビ広告に関する規則」、ならびに「全国無料ラジオ放送の番組に関する規則」および「ラジオ放送の広告及びスポンサーシップに関する規則」の言語の使用に関する規定を邦文に仮訳したものである。かかる趣旨から、本資料は、あくまで参考資料という位置づけにとどまり、かつ、その内容については、メディア開発庁その他の関係機関の確認・許諾等を経過したものではないことから、正確性が保証されるものではない。したがって、本資料を利用して生じたいかなる損害についても、筆者が一切の責任をおうものでないことに留意されるとともに、シンガポールにおいて、当該規定にもとづき各種の活動をおこなう場合には、かならず原文にあたられることとされたい。

なお、当該規定の邦文への仮訳にあたって、用字・用語や表現等については、内閣法制局の決定による「法令における漢字使用等について」（平成22年11月30日）その他の本邦の諸基準に準ずることとしている。また、1項が前段と後段とにわかれており、かつ、両者が原則と例外の関係にあるものと判断された場合などには、「本文」と「但書」とするなど、本邦の法令にあわせた表記方法に変更しているところがある。

ビデオ・オン・デマンド方式の番組に関する規則

（抄）

第7部 言語

第7.1条 性的な意味合いを有する不適切な表現及びジェスチャーは、児童が容易に真似することから、G指定番組において使用することは認められない。「ファック（Fuck）」のような罵りことばは、PG13指定番組において頻度が高くない場合につき、その使用が認められる。より乱暴なことばは、NC16指定映画において、その使用が認められる。M18指定番組及びR21指定番組に分類する際には、不適切なことばの不快感の程度（低俗性及び宗教上の観点）及びその使用頻度が考慮される。

第7.2条 いかなるサービスにおいても、方言によるコンテンツは、当庁による特段の許可がない限り、提供される番組全体の5割を超えないものとする。

特定サービスのコンテンツに関する規則

(抄)

第13部 言語

言語に関する諸基準

第13.1条 文法的に正確な標準英語は、本邦において制作されたニュース、時事問題、ドキュメンタリー等の番組に使用するものとする。

第13.2条 マレーシア標準語（マレーシアの規範的発音によるものをいう。）の使用は、全てのマレー語番組、特にニュース、時事問題及び情報番組において、これが推奨される。具体的指針は、以下の各項に定めるところによる。

- (a) 本邦の番組につき、情報教育及び時事問題に関する番組は、マレーシア標準語を使用しなければならない。ただし、ドラマ及びバラエティショーについては、サービス提供会社による柔軟な対応が認められる。
- (b) 外国の番組又はサービス提供会社が購入した番組であって、吹替えを必要とするものについては、マレーシア標準語を使用するものとする。ただし、すでにマレー語が使用されている番組については、改めてマレーシア標準語に吹替えする必要はない。

中国語方言

第13.3条 中国語サービスの全てのコンテンツは、華語を使用しなければならない。ただし、以下の各号に該当する場合は、この限りでない。

- i 地方劇
- ii 1 中国語チャンネル又は1サービスにつき、1週あたり1本の方言によるアート映画
- iii 1 音楽チャンネルにおける毎時30%以下の方言による歌曲又はミュージックビデオ

- iv 番組の内容・進行上、その使用が正当なものと認められ、かつ、その使用の範囲が一定程度に留められている場合における方言によるセリフ・コメント及び歌曲
- v その他当庁により特別に許可されたコンテンツ又はチャンネル

第13.4条 中国語以外の言語によるコンテンツにあつては、その使用の頻度が一定程度に留められており、かつ、番組の内容・進行上、その使用が正当なものと認められる場合において、セリフ・コメント及び歌曲に方言を使用することができる。具体例としては、方言によってのみ回答することができる高齢者又は外国人に対して実施したインタビューを放送する場合が挙げられる。

第13.5条 オン・デマンド方式によるサービスにつき、方言によるコンテンツは、当庁による特段の許可がない限り、提供される番組全体の5割を超えないものとする。

不適切な表現

第13.6条 性的な意味合いを有する不適切な表現及びジェスチャーは、児童が容易に真似することから、G指定番組において使用することは認められない。「ファック (Fuck)」のような罵りことばは、PG13指定番組において頻度が高くない場合につき、その使用が認められる。より乱暴なことばは、NC16指定番組において、その使用が認められる。M18指定番組に分類する際には、不適切なことばの不快感の程度（低俗性及び宗教上の観点）及びその使用頻度が考慮される。

テレビ広告に関する規則

(抄)

言語の使用

第21条

- (a) 全てのテレビ広告は、優れた言語的規範を保持しなければならない。例

- えば、シングリッシュ及び非文法的英語は、これらを使用してはならない。
- (b) 当庁により許可された場合を除いて、方言を含むテレビ広告は、これを放送してはならない。ただし、バクテー、シューマイ等、広く一般に使用されており、かつ、それに相当する華語を使用したのでは、視聴者による理解が困難である方言語彙については、なお使用することを妨げない。
- (c) テレビ広告は、そのプレゼンテーションにおいて、下品で粗野なことばを使用してはならない。

全国無料ラジオ放送の番組に関する規則

(抄)

第10部 言語

第10.1条 ラジオ番組は、高い言語的規範を保持しつつ、本邦の4公用語を使用するものとする。

第10.2条 文法的に正確な標準英語は、ニュース、時事問題、情報教育等の番組において、これを使用するものとする。文法的に正確ではあるが、本邦特有のアクセントにより発音され、かつ、本邦特有の語彙及び表現を含むローカル英語は、音楽番組、トークショー、ドラマ、コメディ等の番組において、これを使用することができる。

第10.3条 シングリッシュ（非文法的なローカル英語であり、方言語彙及び方言文法により構成される文を含むものをいう。）は、この使用を推奨してはならない。ただし、取材対象者がシングリッシュによってのみ回答したインタビューに限り、その使用を妨げない。この場合においても、インタビューの実施者は、シングリッシュを使用してはならない。

第10.4条 地方劇又は当庁により特別に認可された番組を除いて、全ての中国語番組は、華語を使用しなければならない。ただし、以下の各項は、例外とする。

- (a) ニュース、時事問題及び情報教育に関する番組においては、方言によつ

でのみ回答することができる高齢者又は外国人に対して実施したインタビューを放送する場合、方言を使用することができる。この場合において、当該インタビュー内容に係るナレーションを配するものとする。

- (b) ローカルな番組においては、料理名（例：バクテー、チャーキウツティアオ、アンゲークエ）等の方言語彙を使用することができる。
- (c) 番組の内容・進行上、その使用が正当なものと認められ、かつ、その使用の頻度が一定程度に留められている場合においては、方言によるセリフ・コメント及び歌曲を放送することができる。

第10.5条 中国語番組においては、標準的でない華語（不適切な文法、語彙若しくは発音又は多数の方言語彙の混用によるものをいう。）の使用を避けるものとする。

第10.6条 英語番組においては、番組の内容・進行上、その使用が正当なものと認められ、かつ、その使用の頻度が一定程度に留められている場合については、セリフ・コメント及び歌曲に方言を使用することができる（第10.4条(a)及び(b)に該当する場合は、例外とする）。

第10.7条 全てのマレー語番組、特にニュース、時事問題及び情報番組においては、マレーシア標準語（マレーシアの規範的発音によるものをいう。）を使用するものとする。ただし、音楽番組、ドラマ及びコメディにおいては、放送局が、各番組に適したマレー語の水準となるよう柔軟に対応することを妨げない。

ラジオ放送の広告及びスポンサーシップに関する規則

(抄)

言語の使用

第25条

- (a) 全てのラジオ広告は、優れた言語的規範を保持しなければならない。例

えば、規範的な英語の使用は、これを推奨するものとし、シングリッシュ及び非文法的英語は使用してはならない。

- (b) ラジオ広告においては、本邦の4公用語（英語、華語、マレー語及びタミル語）のいずれかを使用することができる。この場合において、対象とされる聴取者に適したものとなるよう配慮しなければならない。
- (c) 当庁により許可された場合を除いて、方言を含むラジオ広告は、これを放送してはならない。ただし、バクテー、シューマイ等、広く一般に使用されており、かつ、それに相当する華語を使用したのでは、聴取者による理解が困難である方言語彙については、なお使用することを妨げない。
- (d) ラジオ広告は、そのプレゼンテーションにおいて、下品で粗野なことばを使用してはならない。